

季節性インフルエンザ患者数の推計 方法変更に伴う抗インフルエンザウイ ルス薬の備蓄目標量の改定について

健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

季節性インフルエンザ罹患者数の推計方法の見直しについて

1. 季節性インフルエンザの動向把握について

季節性インフルエンザの動向把握のために、全国約5,000か所の医療機関を定点医療機関として指定し、全罹患者数の推計を行っている。

2. 罹患者数の推計方法の見直しについて

<現行：医療施設数による推計>

- 現行の推計方法は、定点医療機関1施設当たりの報告件数に日本全国の医療機関の施設数を乗ずることで、推計していた。
- 単純に医療施設数で割り戻す現行法では、医療機関の規模が反映できず、インフルエンザ罹患者数推計が過大となる傾向が明らかになっていた。

$$\frac{\text{定点医療機関からのインフルエンザ報告数}}{\text{定点医療機関の施設数}} \times \text{全医療機関の施設数}$$

<見直し：外来患者延数による推計>

- 本年5月に研究班(※)において以下について取りまとめられた。
 - ・ 定点医療機関においてインフルエンザ罹患者を診る機会は、他の医療機関と比べ大きな差はないと考えられることから、外来患者延数を用いた推計値の方が、現行推計方法よりも実態を反映していると言える。
 - ・ これまでの罹患者数の推計値を見直し後の推計値に変換するためには、これまでの罹患者数に0.66を乗する
- 平成29年6月の厚生科学審議会感染症部会において、外来患者延数による推計方法に見直す旨了承された。

$$\frac{\text{定点医療機関からのインフルエンザ報告数}}{\text{定点医療機関の外来患者延数}} \times \text{全医療機関の外来患者延数}$$

新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量見直しについて

1. 新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

新型インフルエンザ対策としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて「全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,770万人分」とされている。

2. 季節性インフルエンザの同時流行への対応について

○季節性インフルエンザの同時流行への対応として、1,270万人分(※)の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。

(※)抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を決定した平成21年当時の過去3シーズンの季節性インフルエンザの罹患者数の推計値の平均

○季節性インフルエンザ罹患者数の推計方法の見直しに伴い、季節性インフルエンザの同時流行への対応としての抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を見直すこととする。